

〈全3回〉

参加無料

行政職員向けセミナー

第3回：相続における司法書士の活用法！

司法書士って相続手続で
どんなことができるの？

自治体・司法書士会の
協定に基づく実績に
ついて知りたい！

相続登記義務化について
詳しく知りたい！

相続財産清算人って
どういう制度なの？



司法書士がお答えします！

日時：令和6年2月26日（月）13時～15時
（12時30分受付開始）

講師：福岡法務局（相続登記義務化について）
福岡県司法書士会員

会場：天神ビル11階 10号会議室
（福岡市中央区天神2丁目12番1号）

定員：180名 ※予約優先
（定員に達しない場合は予約なしで当日参加できます）

申込：二次元コードよりお申し込みください。



主催
問合せ先

福岡県司法書士会

福岡県司法書士会事務局

TEL 092-714-3721（平日9時～17時）

後援：福岡県・福岡法務局